

湯河原町契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町規則第 8 号

湯河原町契約規則の一部を改正する規則

湯河原町契約規則（昭和39年湯河原町規則第13号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第10条」を「前条」に改める。

第16条第3項中「第14条第1項」を「第14条」に改める。

第33条第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。